

知立市人権尊重のまち宣言

令和4年知立市議会9月定例会において「人権尊重のまち宣言」が可決されました。

知立市では、「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」を策定し、人権に関する施策を推進してきましたが、依然として差別や偏見は存在しています。社会情勢の変化や市の状況を踏まえ、宣言の趣旨を尊重してまちづくりに取り組んでいきます。

知立市人権尊重のまち宣言

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、基本的人権が尊重され、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。

しかしながら、今もなお、部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染病患者などの人権課題に加え、性的指向、性自認への差別や偏見、インターネットにおける人権侵害、個人情報等にかかわるプライバシーの侵害などの課題が存在しています。

私たち一人ひとりが、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地（家柄）、障がい、疾病、考え方などの違い、その他の事由により差別されることなく、お互いを尊重し、人権にかかわる幅広い問題について理解を深める努力をし続けなければなりません。

私たちは、すべての市民の人権が保障される誰もが暮らしやすい地域社会を築いていくため、ここに「人権尊重のまち」を宣言します。

【宣言の基本的な考え】

「第6次知立市総合計画」の基本理念と「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」の基本目標に掲げる「互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり」を念頭に置いて、差別や偏見の根絶、さらには一人ひとりの多様性（ダイバーシティ）を認め合いながら、差別を受けた人の痛みや、目に見えない差別に苦しむ人のつらさを互いに共有し、解決に取り組む思いやりのある社会の実現を目指して、私たち市民一人ひとりの人権意識をより一層高めることの必要性を、今改めて強く心に刻むことが大切と考えます。

問 協働推進課 協働人権係（☎95-0144）

—— 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について ——

パートナーからの暴力（DV）、職場等におけるセクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、以下のとおり強化週間を設けて相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○強化週間 11月18日（金）～24日（木）午前8時30分～午後7時（土・日曜日、祝日は午前10時～午後5時）

※強化週間以外は、平日午前8時30分～午後5時15分

▼相談専用電話 女性の人権ホットライン（☎0570-070-810）

問 名古屋法務局 人権擁護部（☎052-952-8111）



〈知立市 人権擁護委員 8人〉

